機関内事務局向けの手引き

子どもの虐待リスクアセスメントについて

子どもを虐待から守る上で最も重要なことは、各機関が協力し合い、連携することです。それぞれの機関が虐待されている疑いのある子どもと子どもの環境に対して、虐待のリスク要因を判定し、虐待を予防・防止し、さらに再発を防ぐことが大切です。その指標となるものがリスクアセスメントです。

子どもに対して行われる虐待の危険度や重症度を、子どもに接する誰もが簡便に測ることができるように、本リスクアセスメント票が作成されました。これは現に虐待されている、またはその疑いがある子どもの発見だけでなく、虐待が行われるおそれがある家族(ハイリスク家族)を見つけ出し、虐待を予防する上でも効果があります。本リスクアセスメント票はアセスメントを補助し、対処方法の指針を提供するものです。

「リスクアセスメントとしての指標提示とその検討は、虐待者に対してレッテルを貼るのではないかと懸念するむきもあるかもしれないが、決してその目的ではない。あくまでも子どもの安全の確保、保護を第一の目的とするものである」

(加藤曜子著 『児童虐待リスクアセスメント』、中央法規、2001)

説明会の開催

リスクアセスメント票を配布する際、リスクアセスメントする全ての人を対象に説明会を開いて下さい。 (1)リスクアセスメント票について

リスクアセスメント票について、使用方法の概要を説明します。その際、「リスクアセスメントの手<u>引き」</u>を参考に、リスクアセスメントの目的や記入時の注意事項も説明します。実際例を示しながら説明するのも効果的です。

(2)リスクアセスメント票がどのように流れていくかの説明

まず個人でリスクアセスメント票をつけ、個人で望む対応を書き、機関内事務局に提出します。機関内事務局は受け取った資料とリスクアセスメント票から対応を決め、対処します。対処内容に地域ネットワークや別の機関との関わりが含まれている場合は、通告(連絡)票と共にリスクアセスメント票を該当機関に提出します。また、対処日もその都度記入して下さい。

(3)その他

機関内事務局がリスクアセスメント票の利用者に伝えておくべきことを適宜伝えて下さい。

リスクアセスメント票と付属の書類の配布

リスクアセスメント票本体(4頁)はホッチキス等で留め、手引きと解説シートはそれぞれカラー用紙に 印刷して配布して下さい。手引き、解説シートと試用アンケート用紙は一人につき 1 セットずつ、リスク アセスメント票は 5 セットずつ配り、足りなくなったら各機関内事務局において速やかに追加できるよう な状態にしておいて下さい。

判断・対処

記入者から記入済みのリスクアセスメント票と通告(連絡)票が提出されたら、早急に判断・対処を決定します。その際、場合によっては記入者を喚んで説明や判断等に加わってもらうようにして下さい。この時決定した対処方法は、「機関内事務局の対応シート」に記入します。対処方法によっては、適宜通告表に記入し、しかるべき機関に通知して下さい。

-対処法について-

1. 再調查

記入者による判定保留や未記入部分の事実確認、再検討

- 2. 通告(児童相談所・福祉事務所・警察) 他機関の協力・連携が早急に必要とされる場合
- 3. 子どもの安全の確保(入院・一時保護) 緊急度が高く、親との分離が緊急に必要とされる場合
- 4. 定期的なケース会議

今後も関係機関と連携・連絡を取る必要があると判断された場合 定期的とは、ケース会議を複数回開〈必要があることを含む

- 5. 保育·学童保育(一時保育·ショートステイ) 乳児院や児童養護施設などで行う短期保護も含む
- 6. 子どもへの医療(外来受診・入院治療) 外傷や慢性疾患(アレルギー等)に対して治療が必要とされる場合
- 7. 子どもへのカウンセリング クリニックやスクールカウンセラー、スクールアドバイザーによるカウンセリング
- 8. 養育者への医療(外来受診・入院治療) 慢性疾患や要治療状況など医療が必要であると判断される場合 DV によって受けた傷の治療
- 9. 養育者へのカウンセリング 保健所、クリニックなどで行うカウンセリング(薬物、アルコール依存を含む)
- 10. 養育者への生活指導(福祉相談) 日常生活に対する福祉関係者の指導・助言が必要な場合
- 11. 就職相談

養育者が失業状態である場合などで就職相談が必要な場合

12. 法律相談

親権者変更、養育費の問題、借金問題などの法律的な問題が生じている場合

13. 経過観察

事例に応じてキーパーソンとなる人(民生委員、保健師など)が継続的に見守る

14. その他

その他、具体的に必要事項を記入する

リスクアセスメント票の管理

リスクアセスメント票およびその添付書類の原本は、それぞれの機関内事務局が責任をもって管理して下さい。

これらの書類は熊本大学大学院医学薬学研究部法医学教室の許可無〈改訂や省略を行わないで下さい。なお、疑問点や要望、質問等があれば、遠慮な〈担当者にご連絡下さい。

(連絡先電話番号:096-373-5124;大津)